

コンプライアンス

The FUJITSU Way「行動の規範」に則り、コンプライアンスの徹底を図っていきます。

The FUJITSU Way「行動の規範」に基づく コンプライアンスの考え方

富士通グループは、「The FUJITSU Way」で事業の「目標」と「指針」を定めるとともに、これを実現するうえで従業員一人ひとりが遵守すべき基本的ルールとなる「行動の規範」を定めています。

「行動の規範」は、法令および社会規範の遵守に対する富士通グループの姿勢を明確に打ち出しており、業務を遂行するうえでの行動の原理・原則、基本的な価値観を示しています。

Code of Conduct 行動の規範

2002年10月

富士通グループの一人ひとりの社員がいかに行動すべきかという原理・原則、基本的な価値観を示すものです。行動の規範は下記の6つの規範で構成されています。

● 人権を尊重します

一人ひとりの人権を尊重し、人種、皮膚の色、宗教、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、性的指向などによる不当な差別やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害行為をしてはならない。また、そのような行為を助長し許容してはならない。

● 法令を遵守します

国内、海外を問わず、法および社会規範を遵守し、いかなる場合もこれらに違反してはならない。

● 機密を保持します

社内でも保有、流通している情報は、自社の秘密情報、第三者の秘密情報、個人情報など、その種類に応じて適切に利用、管理しなければならない。

● 知的財産を保護します

知的財産は、企業活動を支える重要な経営資産であることを理解し、その権利の法的意味をよく認識した上で、権利の取得・確保、活用に努め、自社の権利を守るとともに、他社の知的財産を尊重する。

● 収賄等を行いません

業務上の立場を利用し、個人の利益追求を行ってはいけません。

● 公正な商取引を行います

お客様、取引先および競争会社への対応は、いかなる場合も公正でなければならない。

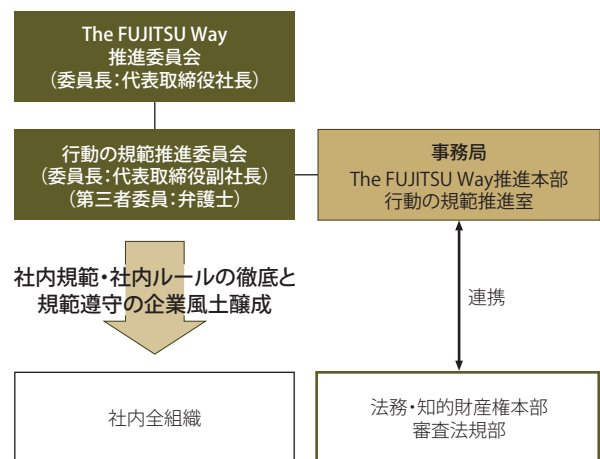
コンプライアンス推進体制

富士通は2004年、「The FUJITSU Way推進委員会」の下部組織として、社外の弁護士を第三者委員に加えた「行動の規範推進委員会」を設置しました。委員長には代表取締役副社長が任命されています。

「行動の規範推進委員会」では、「行動の規範」に示されている社会規範の遵守の姿勢のもと、社内ルールの浸透と徹底、規範遵守の企業風土の醸成とそのための社内体制や仕組みの構築を推進しています。

さらに、法務・知的財産権本部 審査法規部と連携してコンプライアンス意識の浸透に向けた活動を行っています。

コンプライアンス推進体制



ヘルプライン制度の運用

2004年9月より社員からの内部通報・相談を受ける「ヘルプライン制度」を設けて「行動の規範」の徹底に努めています。

富士通のヘルプライン制度は、The FUJITSU Way「行動の規範」に則って業務を遂行する際、判断に迷った場合や違反の疑いのある行為について通常の職制を通じて報告できない場合、あるいは法令や社会規範に照らして疑問が生じた場合での利用を想定しており、富士通グループのすべての社員（出向者、契約社員・嘱託などの期間雇用者、派遣社員を含む）を対象としています。

また、国内のグループ会社でも個々にヘルプライン制度を構築し、富士通と同様の運用を開始しています。

情報セキュリティ

情報セキュリティの考え方(関連規定の体系)

富士通グループは、社内規定を遵守した、適正な情報管理・活用を推進するという方針のもと、情報セキュリティの強化に取り組んでいます。その基盤となるのが、機密保持のポリシーを明確に打ち出したThe FUJITSU Way「行動の規範」です。また、「情報管理規程」「個人情報管理規程」「他社秘密情報管理規程」など7つの情報管理関連規定があり、富士通グループではこれらの規定を富士通および国内グループ会社に適用し、その遵守に努めています。

ビジネスグループ単位での情報セキュリティ体制の強化

富士通グループでは、情報セキュリティを徹底するため、全社的な情報セキュリティ管理体制の構築に取り組んでいます。

その一環として、各ビジネスグループでは、個々のビジネスの特性に応じた厳しい情報セキュリティ施策を推進できるよう、ビジネスグループ単位での情報セキュリティ管理体制を構築しています。また、富士通の複数の部門および国内グループ会社では、ビジネスを推進するうえで必要なISMS(情報セキュリティ・マネジメントシステム)認証を取得し、お客様情報など秘密情報の管理の徹底を図っています。

個人情報保護への取り組み

富士通は、「個人情報保護ポリシー」を整備するほか、2005年4月に全面施行された個人情報保護法に準拠した「個人情報管理規程」を定めて個人情報の管理体制を強化しています。

具体的には、「個人情報管理規程」のもと、各本部で個人情報の管理を行っています。また、各本部で管理される個人情報のうち、とくに慎重な取り扱いが求められるものについては、これを取り扱うプロジェクトごとに細則を整備したうえで、監査責任者が、その遵守状況を審査し社長に報告しています。

また、これまで富士通では、ビジネスを推進するうえで必要な部門でのみ、プライバシーマーク認証を取得していましたが、2007年度は、富士通全社としてプライバシーマーク認証を取得する計画です。さらに、富士通の国内グループ会社でも、ビジネスを推進する必要に応じて各々プライバシーマーク認証を取得し、個人情報管理の徹底を図っています。

知的財産の保護

知的財産保護の方針

富士通は、企業として、従業員として、いかに行動すべきかという原理・原則を示すものとして、また、従業員一人ひとりの業務遂行に際して基準となる共通の価値観を示す、The FUJITSU Wayを2002年に制定し、このなかで「知的財産を保護します」と明記しています。従業員は、知的財産が企業を支える重要な経営資源であることを理解し、その権利の法的意味をよく理解したうえで、権利の取得・維持と活用に努めています。

知的財産戦略推進・管理体制

富士通の知財戦略推進体制は、法務・知的財産本部内に知的財産権の取得・管理とそのため戦略立案と実践を担う部門、知的財産権のライセンス交渉を担う部門、法務部門、社内ルールの策定とその教育を担う部門、富士通のビジネスをとり巻く情報を調査して社内の各部内に提供する部門を有する総合的な本部となっています。

また、特許出願のための公知例調査(既に誰かが特許をとっていないかという調査)とクリアランス調査(他社の特許を侵害していないかという調査)を専門に行う調査子会社富士通テクノロジーサーチを有しています。

さらに、各ビジネスグループ事業本部のなかにも知的財産・特許などの保護を推進する部門があり、ビジネス、研究開発のなかで具体的に知的財産を活かす活動を行っています。

他社特許の尊重

他社の特許を侵害することは、富士通自身の事業機会喪失にとどまらず、お客様に直接多大なご迷惑をおかけすることになります。富士通では、各種社内規程・手続を整備するだけでなく、研究開発段階、並びに商品・サービスの出荷前に、他社特許の状況調査の徹底を図り、他社特許の侵害回避のために最大限の努力をしています。他方、他社による富士通権利の侵害に対しては毅然とした態度で臨んでいます。



知的財産報告書

<http://pr.fujitsu.com/jp/ir/library/intellectualproperty/>